

○学校法人常翔学園学術指導取扱規定

2011年3月11日

学園335

改正 2019年3月19日

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学(以下「大学」という)における学術指導の取扱いについて必要な事項を定め、もって大学における研究の発展および教育の向上ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、専任の教育系職員および特任教員規定第11条第1項に該当する特任教員に適用する。

(定義)

第3条 この規定に用いる用語については、つぎの定義による。

イ 学術指導 企業その他の営利団体(以下「委託者」という)から委託を受け、大学の教育系職員がその教育、研究および技術上の専門的知識に基づき指導役として助言を行うことにより、委託者の業務または活動を支援するもので、これに要する費用を委託者が負担する技術指導、監修、コンサルティング等をいう。

ロ 「学術指導者」とは、学術指導を実施する教職員をいう。

ハ 発明等および知的財産権 学校法人常翔学園発明規定第2条に定義するものをいう。

(受入れの基本要件)

第4条 学長は、学術指導の受入れが教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと判断した場合、その申請を認め、委託者との間に学術指導契約を締結する。この場合において、理事長は、学術指導契約の締結に関する権限を学長に委任し、学園の契約者を学長とする。

2 前項にかかわらず、学術指導について、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることができない。ただし、独立行政法人、国または地方自治体等の公的な機関からの委託で、学長が特に必要と認めたときは、委託条件、間接経費等についてこの規定の一部を適用せず、委託先の基準により受け入れができるものとする。

イ 学術指導について、委託者が一方的に中止することができることになっているもの

ロ やむを得ない理由により学術指導を中止し、またはその期間を延長する場合におい

て、そのため生じた損害を委託者に賠償することになっているもの

ハ 学園が保有する知的財産権を無償で使用させることになっているもの

ニ 学術指導により取得した設備等を返還することになっているもの

(受入手続および決裁等)

第5条 学術指導を実施するとき、学術指導者は、稟議書につきの書類を添付し、学部長等の承認を経たうえ、研究支援・社会連携センター、学長室長を経て、学長の決裁を得なければならない。

イ 学術指導申込書

ロ 研究費の支出計画書(支出年度、支出内容等を記載)

ハ その他学長または研究支援・社会連携センター長が必要と認めたもの

(学術指導料の取扱い)

第6条 学術指導契約が締結されたとき、委託者は所要の経費を契約書に定める期間内(以下「指定期間内」という)に納付しなければならない。

2 学術指導は、原則として大学が入金を確認後とし、指定期間内に経費が納入されないとときは、学長は学術指導の決定を取消すことがある。

3 一旦納入した経費は原則として、これを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由によって学術指導が実施できない場合には、その全部または一部を委託者に返還することができる。

(経費の経理)

第7条 学術指導に要するすべての経費は、大学の会計を通して経理しなければならない。

2 学術指導料のうち、間接経費として10%(千円未満の端数は切捨て)を差し引いた額を研究担当者の研究費として支出することができる。

3 研究年度は、学術指導を受け入れた年度および翌年度とし、研究費の繰越しは翌年度までとする。

(秘密の保持)

第8条 学長は、学術指導契約の締結にあたり、学術指導実施に際して学術指導者が委託者より提供もしくは開示を受け、または知り得た情報について、委託者と協議の上、非公開とすることを定めることができるものとする。ただし、つきの場合はこの限りでない。

イ 公知・公用のもの

ロ 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの

ハ 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの

- ニ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの
- ホ 開示・提供を受けた後、開示・提供された秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの

(成果の公表)

第9条 学長は、学術指導による成果の公表の時期および方法について、必要な場合には、発明等および知的財産権の取得の妨げにならない範囲において、委託者と協議の上、学術指導契約書において定めるものとする。

(特許出願等)

第10条 発明等および知的財産権の取扱いについては、学校法人常翔学園発明規定に基づいて取り扱う。

(学術指導完了に関する報告)

第11条 学術指導者は、当該学術指導が完了したときは、その旨を学長に報告するものとする。

(事務取扱)

第12条 この規定に関する事務の取扱部署は、つぎのとおりとする。

区分	取扱部署
大阪工業大学	研究支援・社会連携センター
摂南大学	研究支援・社会連携センター
広島国際大学	研究支援・社会連携センター

(準用)

第13条 大学以外の設置学校において、学術指導を受け入れる場合については、この規定および学校法人常翔学園発明規定を準用し、受け入れるものとする。

2 準用する各規定については、学長を校長に、学長室長を事務長にそれぞれ読み替えるほか、特に定める事項が必要な場合は、校長が学園の知的財産担当部署等と協議のうえ、別にこれを定める。

(細則)

第14条 この規定の施行に必要な細則、書類の様式等については、大学および学園の関係部署と協議のうえ、別にこれを定める。

(規定の改廃)

第15条 この規定の改廃は、各学長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2011年4月1日から施行する。ただし、施行日前に実施している学術指導については、遡って適用しないものとする。
- 2 この改正規定は、2019年4月1日から施行する。